

ニセコ町明暗渠掘削特別対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本町は、数多い中小河川に囲まれ、波状傾斜の丘陵地形である土地条件であることから、農業生産基盤である農地の整備が必ずしも十分ではなく、有効な土地利用が図れず機械効率も阻害されている現況である。そのため、土地改良法による事業としては採択されない町内に点在するこれらの農地の整備を実施し、農業生産性の向上を図るものとする。

(事業目的)

第2条 農業を振興し経済力を高めるため、明暗渠等農業生産基盤の整備を行い、作業効率の向上と農業経営の安定に資することを目的とする。

(補助対象)

第3条 本事業の趣旨に基づき、農業組合長を通じて一括申請をし、事前に町長の承認を受けて明暗渠掘削工事を実施した農家を対象とする。

(補助金の額)

第4条 農業者が実施する明暗渠掘削工事に係る機械借上料(オペレータ含)実稼動時間の2分の1以内の額及び機械運搬経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で補助する。ただし、時間数に10分未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて補助額を計算する。

(補助対象時間)

第5条 補助対象時間は、1農家につき30時間を上限とする。

(補助金の申請手続等)

第6条 第3条の規定により町長の承認を受けて事業を完了し、補助金の交付の申請をしようとする者は、ニセコ町補助規則(昭和52年ニセコ町規則第3号、以下「補助規則」という。)の規定に基づく補助金等交付申請書に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書(補助規則別記第2号様式)
- (2) 事業予算書(補助規則別記第3号様式)
- (3) 事業実績報告書(別記第1号様式)
- (4) その他町長が費用と認める書類

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受領しこれを適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の額を決定し補助金等交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者へ通知する。

2 補助金の額の決定は、実地検査及び運転日報、タコグラフ等の関係書類の審査により決定する。

(不正利益の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正行為によって、この要綱による補助を受けた者がいるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

事業実績報告書

年 月 日

ニセコ町長

様

補助事業者

住所

氏名

印

ニセコ町明暗渠掘削特別対策事業補助金交付要綱第3条の承認を受けた事業は、下記のとおり 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績

水田	明渠延長	m		
	暗渠延長	m		
畑	明渠延長	m		
	暗渠延長	m		
	計	m	バックホウ借上時間	時間 分

（合計借上時間に10分未満の端数があるときは、切り捨てる。）

2 事業費

機械借上料	円	円／1時間当（税込み）
機械運送料	円	円／1回当（税込み）
計	円	

3 補助金 円 事業費×2分の1

4 添付資料

施工現場略図
作業日報、タコグラフ
支出の証明できる書類（領収書か請求書の写し）
補助金請求書

補助金等交付決定通知書

様

年 月 日付で交付の申請のあった 年度ニセコ町明暗渠掘削特別対策事業に対する補助金については、実績報告書等の審査の結果、下記のとおり交付することに決定し額を確定しましたので、ニセコ町明暗渠掘削特別対策事業補助要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

ニセコ町長

印

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付予定時期